

臨床実習に関する包括同意のご案内

本大学病院は教育施設として医学生の臨床実習をおこなっています。令和5年より医師法第十七条の二に基づき、全国で統一された試験に合格した医学生は、臨床実習生(医学)として認定を受け、処方箋の交付以外の医行為が指導医の監督のもと実施可能となりました。臨床実習生(医学)の診療参加に対する同意の有無を書面で確認することが必要ですので、ご協力をお願い申し上げます。

医学生にとって臨床実習の場で診療に参加することが必要不可欠です。臨床実習を行う医学部4・5・6年生は、全国で統一された試験に合格し、臨床実習生(医学)として認定を受けています。

- ・本大学病院の多くの診療科は、臨床実習生(医学)を含むチームで診療を行なっています。
- ・臨床実習生(医学)は指導医の指導・監督下に、実施を認められた医行為を行います。臨床実習生(医学)単独で侵襲的な医行為を行うことは決してありません。患者さんの健康やプライバシーを損なうような事象が発生しないように十分な指導を行います。万が一そのような事象が発生した場合は、病院長、医学部長の責任で適切に対応いたします。
- ・担当以外の臨床実習生(医学)あるいは資格取得前の医学部1・2・3年生が診療を見学することがあります。担当の臨床実習生(医学)が診療の途中で交代することがあります。
- ・臨床実習生(医学)の診療参加にご同意された後でも、同意の取り消しをお申し出いただくことは可能です、そのことにより診療で不利益を被ることはありません。
- ・臨床実習生(医学)の診療参加に関する質問は、担当医師にお申し出ください。